

一宮市上下水道事業審議会会議録（第2回）

1 日 時 2025年9月19日(金) 午前9時30分～午前11時10分

2 場 所 一宮市役所9階903会議室

3 区 分 公開(傍聴人 0名)

4 出席委員 4名

5 欠席委員 1名

6 事務局 12名

7 会議録署名者は、会長が2名指名した。

8 第1回での質疑について

◎会長

それでは、「議題3《第1回での質疑について》事務局より資料の説明を求める

●事務局(経営総務課長)

それでは、お手元にあります審議会資料について、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。表紙をめくっていただき、資料2ページをお願いいたします。

(資料2ページ)本日の審議会では、まず前回のいただいた質疑についての説明、それから水道事業の計画見直し、下水道事業の将来見込みについて、ご説明いたします。

(資料3ページ)まず、前回説明において用語集のようなもの、というお話がありました。お渡ししています経営戦略の46ページから水道事業の用語、106ページから下水道事業の用語に関する用語集を掲載していますので、ご参考ください。

その用語のうち、前回審議会で出てきたものについて、もう少し詳しく説明させていただきます。

東部処理区、西部処理区や流域処理区、統合といった話が前回ありましたが、この処理区というのは、下水処理場で下水処理を行っている区域を指すものです。

一宮市では自前の処理場が二つ、東部浄化センターと西部浄化センターがございます。それぞれで処理を行っている区域を、東部処理区、西部処理区と呼んでいます。

そのほか県が管理する、流域下水道の浄化センターのうち、稻沢市にあります日光川上流浄化センターに送って下水を処理する日光処理区と、岩倉市にあります、五条川右岸浄化センターに送って下水を処理する五条処理区の計4つの処理区に分かれています。

(資料4ページ)次に合流式下水道、分流式下水道といった言葉がでてきたかと思いま

すが、東部処理区、西部処理区には、イラストのように、汚水と雨水が下水道管内で合わさせて、処理場へ向かい、処理される「合流式下水道」、右のイラストのように、汚水のみ下水道管に入り、雨水は処理場ではなく河川へ放流される「分流式下水道」があり、区域によって、合流式下水道、分流式下水道に分かれています。

そこから東部処理区・合流区域、東部処理区・分流区域、西部処理区・合流区域、西部処理区・分流区域といった表現をしております。

なお、流域処理区については全て分流式下水道になります。

(資料 5 ページ) それらの処理区をまとめたものがこちらの図になります。計画区域とあらるよう、整備の最終予定の区域となっております。

(資料 6 ページ) こちらは処理区ごとの整備予定の計画区域と、供用済み区域を示したものです。着色した区域が計画区域で、そのうちやや薄い色で着色している区域が未供用(主に未整備や整備中)の区域になります。

今後は丹陽町、萩原町、北方町などの整備をもって、計画区域の整備が完了する予定です。

(資料 7 ページ) こちらは、県流域下水道への統合が完了したあとの区域の図面です。

(資料 8 ページ) (統合前後の区域を)並べますと、このようになります。

(資料 9 ページ) 続いての資料は、流域下水道への統合により処理体系がどう変化するかを示したものになります。

最初に、現行の汚水処理・雨水処理です。西部処理区については、晴天時は①のように平和ポンプ場から西部浄化センターへ送水されて汚水処理を行います。

降雨で水量が増加すると②のように、もう 1 本の下水道管で西部浄化センターに送水して一時貯留しますが、貯留容量を超えた場合は簡易な処理を追加で行います。

更に降雨で水量が増加すると写真のように堰を越流して河川へ排水します。

東部処理区については、右上の図が東部浄化センター場内のうち下水流入部分の平面図ですが、晴天時は①のように赤線のとおり流れて汚水処理を行います。

降雨で水量が増加すると右上の図②緑線のとおり流れて、一時貯留しますが、貯留容量を超えた場合は簡易な処理を追加で行います。更に降雨で水量が増加すると右上の図③青線のとおり雨水を河川へ排水します。

(資料 10 ページ) 次に、将来、流域下水道への統合後の汚水処理・雨水処理です。

県の下水処理場は分流式の処理場のため、晴天時、県の下水処理場へ送水、処理を行うようになりますが、降雨により水量が増加して流域下水道処理場の能力を超える分は、

旧の西部浄化センター・東部浄化センターへ送り一時貯留しますが、貯留容量を超えた場合は簡易な処理を追加で行います。

更に降雨で水量が増加すると河川へ排水することとなり、流域下水道統合後の雨水処理は、統合前と同様になります。

(資料 11 ページ) ここから、前回の審議会で、水道事業について、料金改定も含めた計画、経営戦略に沿って運営していたものが、人口の減少などの状況の悪化から、回収率、資金状況の悪化が見込まれることから、計画の見直しが必要であると思われるため、審議をお願いしたい、という説明をさせていただきました。

(資料 12~17 ページ) 資料のここから17 ページまでは、前回の説明資料を再掲したものですので、説明を省略させていただきます。

(資料 18 ページ) 前回の審議会で副会長からの質問にありました、資金目標について、改めて説明させていただきます。

この図は水道事業の 1 年間の資金の動きを簡略化したものです。縦軸が資金残高、横軸が年度内の月日となっております。4 月に前年度工事の未払金を支払い、料金収入を得ながら、半期の元利償還を行い、一部の完成した工事費を払いつつ、工事費財源の借入などを行い、年度末を迎える。というサイクルを繰り返しています。

経営戦略においては、このサイクルを踏まえて、年間の支払いを円滑に行える年度末資金の下限額を、翌年度にすぐ支払う工事未払金と、資本的収支不足額の 2 分の 1、つまり、半期の償還元金の合計としています。

ですので、この目標には、前回会長のおっしゃった、災害、緊急時に対する資金の備え、国から手当される前段階での資金の余裕というの計上していない形になります。

(資料 19 ページ) 当初の改定予定では、増加する経費に対応できていませんので、現時点での再予測において、回収率が 100% 以上を維持するためには、予定より 1 年早い 2028 年度に 13%、その 4 年後の 2032 年に 6% 程度の改定が必要となる見込みです。

(資料 20 ページ) 改定の見直しも含めた再予測による資金の動きは赤線のようになり、下限値をわずかに下回りますので、一時借入などの緊急的な措置が必要になる見込みです。

(資料 21 ページ) 災害対応に備えて資金準備があるかどうかというお話がありましたが、現状の見込みではその備えはされておりません。どの程度みておくべきか、参考というところで、実際に熊本地震で被災した熊本市が公開している復旧記録誌によると、被災による復旧工事や調査などにより、収益的費用、維持管理にかかる費用について、被災す

る前年度より約 15.5 パーセント、約 18 億円増加し、断水や、減免対応により、料金収入が約 7%、約 8.5 億円減少しております。災害関連の補助金を受けてはおりますが、多額の損失を計上しております。

(資料 22 ページ)投資にかかる資本的支出においては、約 1.4 億円の災害復旧費が発生しています。

(資料 23 ページ)災害復旧費は、補助金の対象となります。その被災状況によって、補助率も変わってきます。熊本地震では、特例措置として、通常災害に比べて、東日本大震災と同等の補助金が採択されたとのことです。復旧費全額補助を受けられるわけではありませんので、市での負担も必要になります。

(資料 24 ページ)こういった災害復旧費の確保というところで、経営計画に反映を図っている団体もありまして、近隣で、春日井市では経営審議会という、審議会を開催しておりまして、その中で内部留保するべき資金の基準額のなかに、災害発生時の災害関連費用と、給水収益の減少分數か月を見込むという案がでていました。災害関連費用は、熊本市の支出全体に対する災害関連費用の割合と、耐震化の進捗から、春日井市の支出規模に基づき算定されています。この算定により、約 20 億から 50 億円の必要資金を算定しています。

(資料 25 ページ)一宮市については、これまでの説明で示した資金下限額は、未払金や借入金の返済など、翌年度の支払いのために計上しているもので、災害の有無にかかわらず支払われるものになります。

そのため、災害対応に必要な資金をみる(保有する)場合は、それを追加する形になります。災害関連費用を春日井市と似たような形で算定しますと、約 6.6 億円となります。

給水収益の減少分を加えたり、数か月から 1 年分を考慮したり、という場合は、さらに大きな額が必要になります。

この数値は 2024 年度決算値を基に試算したものになりますが、以降の料金改定や、物価の高騰などにより、年度と予定によって数値が変わっていくものになります。

とはいって、数値としては、きわめて大きな金額を要するため、向こう数年の範囲で、資金確保できるだけの料金設定というのは現実的ではなく、回収率 100% 超を維持して、毎年の支払いをこなしつつ、少しづつその資金を増やし、災害用の資金を確保していくという形になると考えています。

(資料 26 ページ)収支状況の悪化見込みのなかで、状況を改善するには、現時点で 2028 年に 13% の料金改定が必要になる見込みです。事務局としては、経営戦略で予定

していた2029(令和11)年度の水道料金改定の予定を変更すべきか、改定率と時期の変更を含め、財政計画の見直しを行うべきかどうか。

これまで説明した再予測、目標の設定について、もっと厳しい予測をするべきか。

この点について、ご審議を賜りますようお願いするものです。

(資料 27 ページ)ここから、下水道事業の計画見直しについて説明させていただきます。前回の審議会で、下水道事業も、急激な使用料改定を含めた計画、経営戦略に沿って運営していたものが、人口の減少など、状況が悪化するというのは、水道事業と同様ですが、資本費平準化債の拡充という、資金的な猶予を作ることができるようになったことから、計画の見直しが必要であると思われるため、審議をお願いしたい、という説明をさせていただきました。

(資料 28 ページ)前回説明では下水道事業における状況の変化について説明させていただきました。水道と同様の人口減少の影響、県に支払う負担金の増額、利率の上昇、物価の高騰と、収支状況が悪化する事項と、資本費平準化債の拡充により、資金状況を一時的に改善できる事項が起きております。

(資料 29 ページ)また資本費平準化債の拡充ということで、資金的な猶予ができたという説明もいたしましたが、資本費平準化債と、その拡充について、前回説明よりもう少し簡略化して説明しますと、この例のような耐用年数と異なる償還年数の借入を行った場合、減価償却費に対して料金を回収することで得られる収入を、償還による支出が上回るため、下の赤い矢印のように資金が減少する時期が発生します。

(資料 30 ページ)平準化債はこの差額に対して借入することができる借入金で、これを借りることで、減価償却費と償還元金の差による資金の減少がなくなります。

代わりに借入した平準化債の償還が始まりますので、右の緑の矢印のように、資金が減少しますが、借入前の赤い線よりかは、減る資金の額は少なくなる形になります。ただし、利息はここに含めていませんので、その分も回収することを前提とした形になります。

そして、今回拡充される分は平準化債の元金に対しても、借入ができるようになったことで、さらに減る資金の幅を小さくできるようになります。

ここまでが前回説明しました、状況の変化に関する説明になります。

(資料 31 ページ)このグラフは前回示しました、年度末における下水道の事業資金、現預金残高で、事業費の再予測をおこなったオレンジ色の線、そこに資本費平準化債の拡充を活用した緑色の線、細い赤色の点線が再予測における資金下限額になります。

資本費平準化債の活用だけでは下限額を下回りますので、使用料の改定が必要にな

ります。そこで、2028年と2032年、前回改定から4年おきに10%改定と仮定しますと、赤色の破線のとおり、下限額を超えないようになります。

つまり、平準化債の活用により、2026年20%の改定を10%ずつの緩やかな改定がで
きるようになる見込みです。

(資料32ページ)先の説明にありました、資金目標について説明させていただきます。

下水道事業の1年間の資金の動きを簡略化しますと、図のような増減の動きになります。
水道と似たような形になりますが、違いとしては、回収率が100%を下回っているため、使
用料収入による資金増加が小さく、市からの繰入金を受けながら経営を回していること、
資本費平準化債の借入を行っていることがあります。

経営戦略においては、使用料収入で経費回収できていないこと、繰入時期などを踏ま
えて、下水道事業の年度末資金の下限額を、翌年度にすぐ支払う工事未払金と、資本的
収支不足額、償還元金から資本費平準化債を除いた額の合計として、水道より多い金額
を設定しています。この目標にも、災害、緊急時に対する資金の備え、国から手当される
前段階での資金の余裕というものは計上していない形になります。

(資料33ページ)これまでの説明で市からの繰入金という言葉を出してきましたが、市
からの繰入金には、市が負担するべき雨水処理にかかる経費など、総務省の基準におい
て、市から繰入すべきものと、汚水処理にかかる経費など、本来下水道使用料で賄うべき
経費を、財政的な事情により補助を受けるといった、総務省基準に基づかないものとに分
かれています。経費の内容としては、薬品などの維持管理費のほかに、減価償却費と利
息などの資本費もあります。

どちらも、まとめて市に請求していますので、入金するタイミングは同じになっています。
経営戦略においても、総務省の繰り出し基準内、基準外どちらも多額の繰入をうけており
ますが、これまで受入してきた算定方法と同じ水準で繰入を継続する予定となっておりま
す。市の収入予測や、施策などの事情から、市財政部局から継続して繰り出してもらえる
保証がありませんので、極端な例で、来年度予算において、この基準外の繰入がなくなる
ということになれば、すみやかに使用料への転嫁が必要になります。

(資料34ページ)災害対応に備えた資金確保についてですが、下水道事業について
も、資金の備えはされておりません。先程水道事業の説明で出した、熊本市の復旧記録
誌によると、下水道事業については、被災による復旧工事や調査などにより、収益的費用、
維持管理にかかる費用について、被災する前年度より4.3パーセント、8億円増加し、断
水や、減免対応により、使用料収入が6.3%、6.7億円減少しております。

(資料 35 ページ) 投資にかかる資本的支出においては、4.2 億円の災害復旧費が発生しています。

(資料 36 ページ) 下水道においても、水道と似たような算定方法で災害対応に必要な資金をみる(保有する)場合は、災害関連費用が約 2.7 億円となります。

下水道使用料収益の減少分を加えますと、さらに大きな額が必要になります。

下水道事業はもともと水洗化率、回収率ともに 100% を下回るなかで、日々の支払いに困る状況となり改定を行っているなかで、さらに災害用の資金を上乗せすることは、水道事業以上に現実的ではないため、まずは基準外の繰入金と平準化債を活用できるうちに、水洗化率を 100% に近づけ、回収率が 100% 上回るようにしていき、将来的には災害用の資金を確保できるような料金体系をめざしていくという形になると考えています。

(資料 37 ページ) 収支状況の悪化見込みのなかで、資本費平準化債の拡充を活用して、市からの繰入金を継続することで、状況を改善するには、現時点で 2028 年に 10% 程度の料金改定が必要になる見込みです。事務局としては、

経営戦略で予定していた 2026 年度の使用料改定の予定を変更しても問題ないか、改定率と時期の変更を含め、財政計画の見直しを行うべきかどうか。

これまで説明した再予測、目標の設定について、もっと厳しい予測をするべきか。

特に下水道は、市一般会計、県営の流域下水道などの他団体の施策の影響が大きいという問題もあります。この点について、ご審議を賜りますようお願いするものです。

以上で説明を終わります。

◎会長

ありがとうございました。ただいま水道、下水道についてご説明をいただきました。

それぞれ議論をしていくにあたって、水道ですと、資料の 26 ページ目でしょうか、ここで 2028 年の 13% の改定の必要性というのを、事務局の案としては出していただいているというところです。資料 19 ページに、それぞれの見直し計画というのがありますと、13% の改定ということで、赤色の点線でよかったですでしょうか？ 下水道に関しましても、資料 37 ページにまとめていただいているということで、ここですね、計画の見直しということで、資金の状況というところを見直すというところでございますが、資料 31 ページのところ、資金の状況を見直したいという状況というところがあります。赤色の太い点線のところが事務局案ということでおろしかったでしょうか？ ですので、水道について、下水道について、それぞれ料金改定案があるというところで、問題ないかどうかというところですね。そこを中心に皆さん

にご議論をいただければなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

1つ私から最初に質問させていただきますが、下水道についてですが、例えば2028年に10%の改定をしたら、この時には経費回収率は何パーセントから何パーセントになるのでしょうか？なぜかといいますと、ご説明いただいた中に、経費回収率を上げていくという説明があったと思うので、資金の残高というのが1つの指標として、もう1つ、下水道に関しては、経費回収率がどのくらい改善されていくのかというところが、重要な視点なのかなと思います。

●事務局(経営総務課主査)

現行の経営戦略で、(2024年の)25%、(2026年の)20%という(下水道使用料)の改定を予定していたのですけれど、その2つの改定を行うことによって、(経費回収率を)99%ぐらいまで向上させる見込みを立てていたのですが、この間(2024年)の25%の改定をして、(経費回収率を)80%ぐらいまでもっていく見込みなのですが、(次の2026年の)20%の改定が、(2028年の)10%と(2032年の)10%という、2回に分かれるような恰好になりますので、最初の1回目の10%(の改定)で、(経費回収率が)90%手前で、もう1回で100%近くにもっていくというような、経費回収率の動きを予定しています。

◎会長

だから、経費回収率の目標達成は先送りをしているということですよね。それが本当に公営企業において、経費回収率の100%を目指すと言っておきながら、やはりそこが矛盾するのではないか、というところで、やはりそこに関しては、じゃあなんで先送りをしてでも、というところが必要なのではないかな、というところです。

●事務局(経営総務課主査)

できれば経費回収率をすぐに100%にもっていくというのが一番理想ではあるのですけど、水洗化率がまだ80%ぐらい、あまり接続がされていない状況で、経費を今(下水道に)接続している人(の下水道使用料)にすぐ転嫁するような形になると、まだ繋いでいない人の分の資本費が、今繋いでいる人の部分(下水道使用料)にかかるような恰好になりますので、それがフェアなのかという話になってくると、公平性としてはどうなのか、というところで、理想は早く水洗化(率)を100%にして、それに合わせて(経費回収率を)100%近い正しい使用料の体系にもっていくというのが理想ではあるのですけれど、水洗化、下水道への接続をお願いするのに、ちょっと時間がかかる話ではありますので、順調に水洗化率を向上させていきつつ、(経費)回収率も段階を踏んで、上げていけばというところで、

計画(経営戦略)としては立てているのですけれど、あとはペース配分を守れるか、経営状態を維持できるかどうか、というところのバランスになってきます。

◎会長

だから、今この水洗化率が80%を切るような状況で、そこに経費回収率を100%にするということの公平性というところ、そこは一つ理由になるのかなと思いますが、一方で、税で全部それを補うことの公平性というのは。

●事務局(経営総務課主査)

そうですね。

◎会長

だから、そこもバランスで、ここだけを見てしまうと、2026年20%の料金改定を見込んでいたのに、2028年に10%でいいんじゃないかと、平準化債も使うから。というところも、理由ではあるのですけれど、やはり先送り感というのだけが残ってしまっていて、水洗化率が低いのはもちろん分かるのですけれど、ここは多分、待っていたり、接続をお願いしたりしても、なかなか時間がかかるというのは、その通りだと思っていて、そうすると、じゃあ他のところではやっていないと思いますけれど、下水道が接続できる状況なのに、接続していない人に対して何か負担を求めていくような手立てを考えるとか、やはりそのぐらいかなないと、なかなか負担を求めるのも、本当に難しい気がして、適切なのかとか、いろいろとできるのかできないのか、ということもありますけれど、理由がないと、先送り、先送りをしているだけと思ってしまっていて、それがいいのか、やはりそこは疑問になるかなと思います。一部では整備もこれからというところもあるので、また人口減少していく中で、この水洗化率だけ100%近くなるまでもつといかないか、というところ、他の状況、他の事業体で、水洗化率が低いところもあるし、もちろん高い、90%を超えて、100%近いようなところも、もちろんあるのは存じ上げていますけど、この水洗化率が低い事業体というのは、軒並み経費回収率も低い状況なのでしょうか？何か相関関係があるのですか？

●事務局(経営総務課主査)

相関というのは特に調べてはいないのですが、水洗化率が低い状態で、経費回収率が高いのであれば料金が高い設定になっているはずなのですが、料金設定を直接統計としては取れていないので、はつきりとは言えませんが、予測のなかでは、水洗化率が低い中で、経費を使用料で取ろうとする、という設定では、元の資本費などかかっている経費が、(現在、下水を)使っている人(の使用料)に集中する形になりますので、料金としては高くなるものだと思っていますが、直接データとして集めたということはまだないので、次

回に何か集めておきたいと思います。

◎会長

はい、分かりました。ありがとうございます。他の皆さんからのご質問やご意見も頂戴できればと思います。

◎副会長

すみません、ちょっと教えてほしいのですけれど、今の関連で、今言っている経費回収率という式の中には、一般会計から基準外の繰入、補助金的なものを含めて 100%なのか、それを当てにしないで 100%を目指すのかどうか。

●事務局(経営総務課専任課長)

基準外の繰入に関しては、(繰入が)あってもなくても経費回収率に影響を与えるものではございません。

◎副会長

そうなのですか。

●事務局(経営総務課専任課長)

はい、汚水処理にかかる費用をどれだけ使用料収入で賄うかということが、経費回収率にあたりますので、下水道使用料以外の収入、基準外の繰入金というのは、その算定式に入ってきません。経常収支、黒字赤字には影響はしてくるのですけど、経費回収率というところには影響を及ぼさない数値になってきます。

◎副会長

イメージ的には 100%回収していれば、市から、一般会計からの補助金はいらないというふうに思うのですけど。

●事務局(経営総務課主査)

そういう基準外のものがいらなくなる。

◎副会長

あの基準外で、別途経営補助みたいなものはなくなるということでいいのですか？
100%回収して、使用料で回収できているのであれば。

●事務局(経営総務課専任課長)

基本的にはそういうことにはなるのですが、一方で、今の経費回収率というのは、いわゆる経常費用、収益的収支といいまして、維持管理費、薬品費とか動力費とか数量に応じてかかる費用をどれだけ料金で賄うかということになってくるのですけれど、一方、今の下水道事業で問題になっているのが、お金がないよ、資金がないよ、という話になって

きますので、これは経常費用ではなくて、過去に行ってきた投資の、要は借金の返済ですね、借金の返済、償還元金については経常費用ではない、ということになっていますので、経費回収率と、資金の問題というのは、ある程度相関があるのだけれども、ダイレクトに、ではない、タイムラグがあるということがありますので。

◎副会長

そうなのですね、経費回収率が 100%でも、その借金の返済等のために、一般会計からの補助金が必要になる、

●事務局(経営総務課専任課長)

資本費平準化債で、借金の返済をある程度緩やかに、資金の流出を抑えるために、平準化債でそこの部分を手当していくということになります。

◎会長

なにか今のご説明だと、経費回収率は経常的な経費を賄うためというところで言えば、やはりそこが少なくとも、100%にならないと。そこですよね。

◎副会長

あるべき姿としては、公営企業としては、経費回収率も 100%だし、市の一般会計からの基準外の補助みたいなものも、無しでやっていける姿を目指すのかなとは思う、イメージとして思っていて、その基準外の繰入というのが、頼らないでやると、どのくらいことになってしまうのかというか、シミュレーションというか、一般会計からの繰入が必要だよ、というのが別途、何か理由が。

●事務局(経営総務課専任課長)

経営戦略でお示ししている(収支)計画では、基準外繰入金の今後の予定というところで、約 13 億円、14 億円から少しずつ減っていくのですけど、13 億、14 億という数字になりますので、今の使用料収入がですね、今 26 億、28 億、30 億程度からいきますと、40% ぐらい料金を 30 億の 40% ですと 12 億円、基準外繰入金とマッチしてくる金額なのかなどいうところになりますので、例えば基準外繰入金を全て 0 にして全部使用料に転嫁します、となると 40% 程度の値上げが必要になってくるかな、という試算になります。

◎副会長

この計画には 20% の改定も入っている？

●事務局(経営総務課専任課長)

そうですね、令和 8 年で 20% (の改定) が入っていますので、(下水道使用料が) ここ (令和 8 年) から 26 億から 30,32 億円まで増えていくよ、というようになりますので、

(下水道使用料を)20%上げた上で、さらにその後、基準外繰入金 14 億円、13 億円を貢おうと思うと、さらなる使用料の値上げが必要になる。

◎副会長

経費回収率というのは、収益的収支とイコールではない。そういう単純ではない。

●事務局(経営総務課専任課長)

そうですね、ここの費用の中で、雨水にかかる費用も合わさっていますので。汚水だけのそいつた収入支出というのを出せば、また違う表にはなるのですけど。そいつたものはないですので、ちょっと分かりにくいのはその辺りだと思います。

◎副会長

そうすると使用料収入で回収しなければいけない経費というのは、経費回収率の計算式というのは汚水の部分だけなのですよね？

●事務局(経営総務課専任課長)

はい。

◎副会長

だから、汚水にかかる経費をださないと経費回収率が計算できないように思うのですけど？(※下水道事業の経費回収率=下水道使用料収入÷汚水処理費(かかる経費))

●事務局(経営総務課専任課長)

はい、この表のなかには汚水処理にかかる経費については示していないのですが、経費回収率を計算する段階では、汚水処理にかかる経費を算出して、その分を使用料でいかほど賄えているか、ということで、パーセント(経費回収率)を出しております。

◎副会長

(汚水処理にかかる経費を)出せるということでいいのですよね？雨水と汚水で。

●事務局(経営総務課専任課長)

もちろん算定しています。

◎副会長

なかなか厳しい状況かなというのは、見てとれるのですけど、そんな中で、私も会長と一緒に、その資本費平準化債で、資金的な要因はできるとしても、経営としては、特に、新たに借金ができるよ、と言っているので、お金がちょっと、入ってくるだけの資金的な話だけなので、それで使用料の値上げ、一旦決めたやつをまたちょっと先送りするというのは、それでいいのかなと、若干疑問は残るので、資金的なところ以外な部分で、その 2028 年に 10(%) に(使用料改定を)先送りしてもいいんだよ、ということも検討しないといけないか

な、というふうに思いました。

○委員

よろしいでしょうか。すみません失礼します。あまり難しいことは僕も分からぬのですけど、事業者としての立場で、今ずっと話を聞いていたのですけど、水洗化率が低いと、経費回収率はどうかということと、あとは先生がおっしゃっていた、(下水道接続が)できるのにやらない人に対しての負担のところですよね、こういうところは、もう少し考えて、不公平にならぬようにやれればいいなあ、と感じました。あと事業者としては、こここのグラフ(資料 31 ページ下水道事業の資金予測)にあるように、2026 年に 20% (の使用料改定)を、2028 年 10% に、あと 2032 年から 10% と、借入ができるので、将来的に採算がとれる見込みが立っているようなグラフになっているので、これは事業所としては大変ありがたい話になります。モチベーションも上がるのと、また次何かお取組できないかとかという、市の他の財政の方にも寄与できるような形にはなると思うので、そういうところは事業者にとっては嬉しいかなと思いました。ここまでお話を聞いていてのご意見です。

○委員

下水道管は大規模改修とか、新たな要素が生まれてきていると思うのですけど、当然一宮市も。私、西部処理区に住んでいて、私の家自身が下水、水洗化トイレに変えたのは小学校の 4 年生ぐらいのとき、60 年ぐらい前だったと思いますが、管もかなり老朽化しているのではないかなど推定される。そうなると、おそらく昨今の、日本全体の流れの中で(耐震化、老朽化対策を)加速させなければいけないような状態になってきていると思うのですね。この辺りの支出の増の加味というのですか? どういうふうに、今、その前の計画のままでやったとして、それに上乗せで対応できるのかな、と思いますのと、人口なのですけど、明日から国勢調査が始まりまして(※審議会 9/19 国勢調査の調査票配付が 9/20 から)、社会人口研究所の数値は、5 年前の数値だと思うのですが、今回の調査がいつ反映されるのか、私も知識がないのですが、出生率が大分下がっているとニュースもやっていましたので、もっと厳しい状態になるよなと、いろいろ危惧することばかりがあるのですけれども、その辺りはどこまで、いわゆる、例えば料金値上げの議論になっていったとして、どこまで反映できるものなのかなというのは、ちらつと思いました。

●事務局(経営総務課専任課長)

今の人口のお話なのですが、(資料 12 ページ人口の推移予測)この国立社会保障・人口問題研究所というところが発表する、2023 年度に発表した数値がこのグラフのこの線(赤茶色の点線)。

○委員

それが、5 年前の国勢調査の結果の最終数値ですよね、だから明日からいわゆる国勢調査の数値がまだ 3 年後だから、2028 年になると思うのですけれどね。速報値が出るかなという気がしますけれども。

●事務局(経営総務課専任課長)

それで現行の経営戦略がこの青いラインで見ていた(予測していた)のですけれど、この青いラインと、今の社人研が出している(赤い)ラインを見ると、(ライン、線グラフの)傾き、(人口の)減り具合がだいぶ大きいぞ、ということですので、この黒いところが実績になりますけれど、そこから先は、この赤いラインの減り具合に合わせて、ここからの実績の線に引くというふうに、今見直しをかけていますので。ただ、今年の国勢調査の結果次第によつては、ここはさらに(人口予測の)下振れのリスクもあり得るとは考えております。

○委員

工場とかをやっているとですね、同じように、施設の老朽化と同じように、工場の老朽化、それと言われているような人口の減少と同じように、生産の減少というのもどんどん出てきておりましてね、追いつかないというのは同じように出てきているのですよ。その中で、前は、10 年先とかを見てやっているんですけど、もう今は毎年毎年見直していくかないと追いつかない、それでも追いつかないし、やりたいこともやれないし、というところがずっと続いているのですよね。だから、今お話を聞いていて、痛いぐらい同じような思いでやっているので。かといって、お客様に値上げすると、仕事がまた減ってしまうし、というところもあるので、それが市にとっては反発、市民からの反発とか、そういうことになっていくので、とは言っても採算は取られてないといけないし、ということで、本当に同じように難しい問題だな、というのも本当に感じます。事業者としては、今計画が進んで、短期的、短期的に見直して、やってもらって、少しずつ理解をしてもらいながらやっていく形がいいのかなと思うのですけど、先生方がいうように、採算で考えると、市からの補助金なしで、40% (の使用料改定が必要)、まさにそれが本当のところだと思いますので、本当に難しいなと。こちらも影響が大きいので、エネルギーの上昇とか、そういうことも、そこをお客さんにどう理解してもらうか。

○会長

私も意見を述べさせてもらいますと、水道事業の見直しも資料 26 ページにありますので、そこについては、事務局案の 2028 年 13% の改定というところで、よろしいのではないかと思います。ただ、(資料 12 ページ) 人口減少の見込み、更なる減少というところは、今

の状況で分かる、手に入れられるデータ等から鑑みて、というところなので、今以上に減少するということは、あり得ないことではないというところは、常にこの辺りは注視しておくということなのかなと思います。(資料 15 ページ)物価の上昇とかに関しては、喫緊の状況、もう少しもしかしたら下がる、もうちょっと抑えられるかもしれないけれど、と思うところもあるのですが。(資料 14 ページ)あとは受水費とかですね、その辺りを考えると、受水費のところは、今の改定された状況を伸ばしているというところですよね。

●事務局(経営総務課専任課長)

現状は戦略にはそこ(受水費の改定)は入っていません。

◎会長

なので、こうバッファーというか、その辺りも組み込まれるのかなというところで、(資料 15 ページ)物価の見込みというところも、現状ですね、ここは何年(分の実績)とっているのですかね?5年?

●事務局(経営総務課主査)

そうですね、戦略(策定)当時の予測から、5年分のデータの実績値が出ましたので、その実績の点(数値)から、戦略の時に、右肩上がりで(物価が)上がっていくという予測の(線グラフの)傾きを、直近の実績に加えて、再予測したものです。

◎会長

多分、令和 3 年ぐらいからの 3 年間が一番(物価の上昇が)大きい? この(グラフの)黄色いところ(戦略策定以降の実績値)。

●事務局(経営総務課主査)

そうですね。

◎会長

ここが一番(上昇が)大きいので、多分、このままいくか、あまり先のことはわからないところが、今、先のことはわからないということが分かっているので、という、先程委員からのお話もありましたけど、企業さんなんかも、やはり直近で、計画とかを見ながら、応じて変えていくというところがあるので、一宮市の水道、下水道においても、やはり何か基準となるようなところ、資金の残高であったりとか、経費回収率みたいなところとかをですね、含めて、毎回毎回、決算の状況をある程度早く反映させるような体制というのを、料金改定においても作っておく必要があるのではないかと、思います。なので経営戦略とかで策定してから動くとか、その見直しをしてから動くというところも、そこも重要なところではありますけれど、やはり毎年毎年出てくるデータとして決算の状況というところは出てくるので、そこの時

点で、危なくなつてから動くのではなく、細かな見直しとかをしておくというところが、やはり今後は必要になっていくのではないかというふうに思いました。なので、今後料金の改定に取り組むタイミングとかは、ある程度実情に応じて早めに、対応ができる体制というところを、やはり作っておいた方がいいのではないか、というところを含めて、2028年の13%分の改定というところで、いいのかなと私は思ったところです。

それで下水道に関しては、やはり2028年に10%(の改定)、これは多分、同じ水道と下水道、事業は別々ですが、市民にとっては一緒に料金を徴収されるというところもあるので、ここを含めると、下水道と水道あわせて23%(※水道の13%と下水の10%?)というところで、そのまま(料金が)上がるわけじゃないと思いますけど、同じタイミングで、市民にとっては負担があがるから、語弊があるかもしれません、ちょっと帳尻合わせ感というのが、すごく感じてしまうところはあるのですが、ただ料金改定というところも、システム改修など、いろいろしなければいけなかつたりもするので、下水道と水道と一緒にやっていくというところによるコスト削減とか、スムーズに行くというところもあると思いますし、そうなるとやはり市民にとっては一緒に、別々の事業だと分かっていながらも、一気に改定になるので、それぞれ違う年度であるよりも、なにか負担感をいうのはちょっと感じるという部分もあって、それが抑えられるというところも一つなのかな、というふうに思いますけど、先程の話に戻りますが、やはり経費回収率100%にないというところが、やはりそれでいいのかというところですよね。

○委員

本当なら採算が取れるかどうか分からない現状でも、いろんな値上げのことだとか、市民からのお声とかを考えて調整していかなければいけないというところがすごく難しいところですよね。事業者の立場でしか申せませんけどね、ここ5年ぐらい、そういう同じような値上げで、インフラとか原材料でも、かなり、19年度からすると倍なんですよ、例えば1億払っていたものが2億ある、そんな小規模の事業者で1億どうやって作るの?という話になるのですよ。経産省ではね、大企業に対してはお触れを出していただいたので、値上げを3年ぐらい前からやろうとした。だけど、やはり大企業だと、客観的な資料、いろいろなことを言うから値上げしてもらうのに、1年で、それもやはり1/3ぐらいしか値上げしてもらえないかったですね。現状として。そこからそういうことがあった、だけど、だんだん中小規模のお客さんも値上げに応じているという、僕らの業界の場合だと、最終的にはある地方の同業者ですね、そこが最後の1件という、染色工場だったのだけど、そこが廃業して、もうどうしようもなくなって、やっと皆気づいて、値上げしてもらったけど、もう遅いのですよね。

もうなくなつてから、殺してから値上げになつちやうのでね。だから、そういうことがないようには、失礼ですけど、国のはうからどんどん、こういう公共事業費とか、こういう水道費とかはもうどんどん値上げになっていくということを、どんどんやっぱりインプットしていくと、いきなり、いきなり、という感覚が凄く多くなると思うので、そこが急務なのですよね。僕らも、大企業の車の関係とか大手のお客さんが理解してくれて、だんだん下に3年5年かけて浸透してきましたけれど、まだまだ、やっぱり浸透しきれていない。ここに入つて、そういうところから言つていただけると、今先生がおっしゃつたような、そういう赤字を埋めていくという、そういう施策を取りやすくなるのではないかなと思いますね。

◎会長

もう一つ気になるのが、やはり国からの補助金の関係で、経費回収率100%、経費回収率というのが一つ基準になるのですけど、なつているところが多くなりますよね、で、やっぱりその時に、そうなるか、一気にみたいなところだと、さらに市民の負担感というのは、重く感じるというところもあるのかなと思っていて、下水に関しては、この10%というところ、理解できなくは、もちろんないですけど、やはりそこにするなら、より一層の説明責任と、じゃあ、経費回収率というところ、もう一つの指標として、どういうふうに上げていくのか、水洗化率も、どういうふうに上げていくのかとか、しかも一宮市さんはかなり、下水道が先進的に始まっているというところで、その中でも水洗化率が低いという。多分皆さんがあつよく分かっているのでしょうか、結構重症なのですよね。だからそこを、どう考えていくかですよね。やはり下水に接続するにも、お金もかかるし、高齢化とか、いろいろな、企業とかの問題というところもあると思いますので、すごく街づくりに影響するというところも多いと思いますが、やはりその辺りも含めて、どういうふうにしていくのかというところは、お考えいただかないとい、これ(事務局案)だと、この(下水道使用料の改定を)10(%)にしたのが、帳尻合わせじゃないんですけど、そこら辺が否めないかなというところは、思うところはあるかなと。他の皆さんには水道下水道について、それぞれ見直しの計画が出ていて、そこについてご意見いただければと思います。

○委員

見直しの必要はあるだろうな、と思っておりますので、もう数値を具体的に出してみえるのでね、もうちょっと説明に肉付けをしていただくと、そうなるのですね、となるのかなという気がしていますが、かといって将来の話も、なかなか断定はしづらい気もするのですが、現時点での将来推計に基づいた、料金改定のパーセントを出してみえるということですの、現時点において推定できるものを、結局たくさん加味しておいてもらうことが必要なの

かなと。あと水洗化率とか、下水道普及率とか、町会長の立場で、昔仕事をやっていた人間からすると、やはり 100%というのは、なかなか現実的ではないのだろうなという、まあ何パーセントを目指すのか、というのはひょっとしたら出せるのかもしれないけれども、どうなのですかね？具体的な中身までは知らないので。

◎会長

下水道に転換するにあたって、有利な貸付とか、そういうものはあるのですよね？今も。

●事務局(経営総務課主査)

貸付金に対する利息に補助を出す、ということはやっております。工事費そのものには出していないのですけれど、その借入にかかる利息というところに補助金を出しているのが、一宮市のやっている(下水接続)促進の補助金関係のもので。

◎会長

だから、例えば他の事業体で同じようなことかと思います。けど計画区域を変更するとかだと、なんでしょう？合併浄化槽だと、そっちはそっちで違うところでやっているところはありますけど、下水道の転換は他の事業体でも似たような感じですかね？それ以上のところを何かやっていたり、とか、急激に促進する、みたいな？

●事務局(経営総務課専任課長)

県内の、同規模の団体、よその自治体とかにも、うち(一宮市)の水洗化率が低いので、(下水道の接続促進、水洗化率向上のために)何か特別なことをやってらっしゃるのですか？という問い合わせもしたりして、何かあれば教えてください、ということも問い合わせしたのですけど、やはり特効薬というのではないそうで、地道に地道にやっていくしかないよ、というようなことはいただいている。今、一宮市では各ご家庭が下水道に接続するための工事費、今の利息ということと、下水道整備したところ、3 年以内の方に関しては、取付管は公費で行いますよと、それ以降であれば、私費、個人のお金でやらないといけないので、できるだけ早く接続をお願いしますね、というようなことをやってはいるのですけど、これもなかなか即効性はないものなので、地道にこれからもやっていくしかないかな、とは思います。

◎会長

だから、先程の水洗化率でいくと、20%ぐらいが未接続だと思いますけど、そのうち3年以内に、という以外に方法はない？

●事務局(経営総務課専任課長)

今の(下水道)整備自体も、終盤になっているので、その効果も限定的ではないかな、とは思いますが、とはいっても少しでも効果は得たいとは思って、やっていく必要があると思っています。

◎会長

今、接続される方理由というか、接続されるタイミングはどういうタイミングですか？

●事務局(経営総務課主査)

建て替えです。建て替える時に(下水道に接続しないと)許可がでません。下水道を整備している区域での建て替えであれば、下水道に接続されます。

◎会長

なかなか、そうですね、もう次の世代に任せます。とかね、そういうところは他の事業体さんでもよくある話なので、そうすると、やはり水洗化とか、接続率というところが低いから、じゃあ、低いところは、低いままが続くということはもう予測されますよね、ということなので、低いままが続くという前提がある中で、どうしていくかというところも、もう一つ踏み込んだ検討も必要かなとは、私は思っています。

◎副会長

確認というか、今資料を見ていて、2026年は来年ですよね？20%の使用料改定ということが、1回決定しているということでいいのですか？

●事務局(経営総務課専任課長)

決定はしていないのですが、2年前に行いました、水道料金審議会というところで、今回と同様に審議会を開催したなかで、2024年に25%、2026年に20%の下水道使用料の改定が必要ですよね、という答申をいただいたのですが、その時の理由、経費回収率の問題と、今の資金の問題の2つの問題がありまして、特にネックになったのが資金の問題。そこを将来的に見ると、なんとか事業継続するには、これだけ必要、2026年に20%の改定が必要ということだったのですが、そこから、国の方の平準化債の制度の変更がありまして(※借入可能額の増加)、資金の問題がちょっとクリアできそうかな、ということになった。ただ、経費回収率の問題は、また別問題として、そこはずっと横たわっているという状況です。

◎副会長

2026年に20%というのが、どの程度浸透している？誰も知らないことなのか、ある程度、そういうこと、周知とかはしていないということですか？

●事務局(経営総務課専任課長)

今の経営戦略では(2026年20%の下水道使用料の改定について)出しております。この経営戦略はオープンな(公開されている)ものですので、これくらい(下水道使用料の改定が)必要ですよね、という。ただ値上げを決定したということではなく、事業継続にこれくらい(2024年25%、2026年20%の下水道使用料の改定)が必要だと計画をお示しさせていただいているということです。

◎副会長

ということですね。計画している以上、何事もなければ、また20%上がるのだなど、普通見た人はそう思う、と思うのですけども。なので、実際、本当に20%上げる、最終的に決定するタイミングというのはいつになるのですか?

●事務局(経営総務課専任課長)

料金を本当に変えようと思いますと、料金等審議会という、また審議会を開いて、そこで意見をいただいて、その後に議会の方に議案として提出して、議決を経た後ということになりますので、前回の2024年に25%上げた時には議会の議決はもらっているのですが、(2026年の)20%の部分というのは議案としても上がっておりませんので、そこも上げようということであれば、再度また、審議会と議会での議決が両方必要になってくるとは思います。

◎会長

審議会での議決って必要になるのですか?必要なルールにしてあるのですか?

●事務局(経営総務課専任課長)

審議会では答申ですね、議案を提出する場合においては、管理者は審議会に意見を伺うというルールになっていて、、

◎会長

まあ議会への上程は必要になる?

●事務局(経営総務課専任課長)

もちろんそこは必要でございます。

●事務局(上下水道部長)

前回、会長にも参加していただいた料金等審議会にて、下水のほうは2024年と2026年の25%、20%(の使用料改定が)仕方ないですね、という答申をいただいたかと思うのですけど、その後、市の方で判断をさせていただいた結果、2024年25%だけの条例改正を、という方針でいきました。なので議会の方には2024年25%(下水道使用料改定)の条例改正案を出しました。2024年の部分は行いましたが、答申にあった2026年20%に

については、条例改正をしませんでしたので、今は戦略上(の予定)には載っているけれど、宙ぶらりんな状態でございます。今回は、上下水道事業審議会、経営の審議会ということで、皆さんに来ていただいている部分につきましては、今この作ってある経営戦略の2026年20%、水道の方にも載っている、(2024年の改定の)次の改定について、というのが戦略、戦略をもとにうちの方は事業を進めているのですけど、その戦略自体をこういった、いろんな状況が変わってきていますので、見直ししてその年度の何パーセントという部分を含めて、戦略を見直した方がいいんじゃないですか?というようなことを今回は言っていただきたいというなかで、今お示しております、(水道の)2028年に13%(の水道料金改定)とか、下水道の2028年10%(の下水道使用料改定)というのは、こういった率でいくと(改定を進めていくと)、こういった数字というかグラフ(資料19,20,31ページ)になるよ、というのをお示しするために、このくらいで(改定を)やるといいよ、という数字で出させていただいているだけですので、それ(改定)を今やりたいとか、うんぬん、それも今回の諮問に対して、答申をいただいた後、もう1個諮問をさせていただいて、戦略自体を見直す中で、ご協議を、ご審議をしていただきたいなという思いでありますので、よろしくお願ひします。

◎会長

そうすると、見直しの必要性というところで、ここに関しては、皆さん必要であるよね、というところの認識、理解でよろしかったでしょうか?

○委員

そうですね、私自身も、事業者全体で考えてみると、少し分割していただいた方が事業にとっては嬉しいですね。

○委員

私も市民の立場からすると、値上げしてほしくないというべきでしょうけど、必要性は認識させていただきました。

◎副会長

これだけ話を聞くと。仮に見直しが必要ないとなると、2026年に20%の改定はするかもしれないかは別の問題ということなのですか?議会にあげるかどうか?

○会長

前回、料金等審議会のとき、下水道使用料の2024年に25%、2026年に20%の改定を、というような時と、状況が変わっているということは間違いない、費用面に関して、やはり物価ですね、あとは利率というようなところの上昇というところが見られるし、一方で平準化債というところは、活用できるようになったというようなところでの状況の変化ということ

るものもあるので、やはり見直すということに対しては、必要なことだろうというふうに思います。水道についても、同じで物価の上昇ですね、費用が増加する要因というところは前回よりもより一層高まっているというところがありますし、やはり前回の見込みよりも、さらに上振れしているというようなところで、やはり見直しが必要というところが、あるだろうと。経営戦略自体は見直していくものというところが、そもそもあるので、きちんと見直していくということが、必要なのかなというふうに思います。ただ、私自身は、特に下水道に関してやはり10%改定にできると、資金だけを見て、平準化債を使うところなのだけど、やはりもう一つ、通常の、収益的収支とか、経費回収率というところを見ると、本当はどうなのかというところで、そこはもう1回、回収率の動きというのがどうなるのか、検討しなければならないんじゃないかな、動き、検討というか、シミュレーションするべきじゃないかなというふうに思います。そこも加味したあと、水洗化率があり、接続率、経費回収率というようなところ、どういうふうに考えるかというところで、もう一つですね、そこも考え方、そこにおける公平性で税を投入するとか、税を投入することの公平性というところもあるので、下水道の事業というか、事業者としてどうなのかというところ。その辺りは検討した方がいいのではないか、というふうに、あとは皆さんから、一気にこう上がるということ、市民の負担がより強まるということにもなるので、やはり計画的に、大幅な改定というところがないように、やっていくというところも必要なのではないか、というところです。料金が上がっていけばいくほど、例えば、1,000円のときの10%と、3,000円になったときの10%というのは、額にすると違いが大きくなっていく、料金改定を積み重ね、積み重ねすると、改定率の影響というのは大きくなる、その辺りも考えながら改定率を決定するというのも必要なんじゃないかな、というふうにも思いますし、水道も下水も、市民生活もそうですし、一宮市における経済活動というところも重要な影響を与えるので、そこも含めながら、検討して、考えながら、改定の影響というところ、どう考えて改定していくのか、というところも必要なのかな、と思います。もしかすると、それは事業体がやるのか、といった面は一般財源部門(市の一般会計)でやるべきなのかというところも、検討する必要性というのもあるかもしれません。皆さん、この見直しについては、事務局の案というところで、後は附帯(意見)で、いろいろつけていただくということでおろしいですか？

◎副会長

そうですね、見直すこと自体は当然見直すべきだと思うので、見直すべきだと思います、思うのですけど、その1つ前の答申の2026年の20%(の改定)自体を別に否定することはできないというか、2026年の20%にした、前回の答申の状況に対して、こういう状況の

変化があったので、一旦 2026 年 20% の改定はやめて、もう 1 回再検討しますという、その流れ、その納得感というのは欲しいな、という気がしていて、2026 年 20% をやめるとなると、何か改善というか、何か事態が好転したかのような誤解を、逆に招く、なにかすごく安心しても、逆に本当は全然好転しているものは何一つなくて、老朽化対策、いろいろ課題が。さつき言われていたみたいに、別に借金が増えるだけで、資金が増えているだけで、資金的なものが一時的な、ちょっと凌げるところができたけれども、全然よくなっているわけではないので、さらに見直しが必要だというところを、強調というか、その辺りの話が必要かな、というふうに思いました。

◎会長

一方で、経済活動とか、影響を及ぼすので、その辺りのバランスというところが重要だけど、やはり 2026 年の 20% という前回の答申のときから、そうですよね。

◎副会長

前回の答申、結構厳しいですよね。よく見るとね。

◎会長

その時から、より一層物価が高騰しているという、20% を 25% にしなければいけないですよ、というところはもしかしたら納得できるかも。それが下がるというところに対して、やはり理由というのは重要なんじゃないかな。下げるということが、水洗化率が急激に上がったとかですね、好転する条件は何一つないのに、というところが、やはりそうなのかなとすごく思いますよね、

◎副会長

前回決めたことを、覆すだけの。

◎会長

かといって、20% がそのままというところも、平準化債とか、使えるようになったので、そこが余裕、余裕という言い方が適切なのか分からぬんですけど、そこはひとつありますね。

◎副会長

そうですね、その一点しかないのかもしれないんですけど。ひょっとすると。よほど資金繰りが苦しくて、前回こうしたけれど、資金の面での手当ができたので、ちょっと緩やかにさせてもらいますということを、検討するということなのかな？なので、どの状況としても特に好転しているものが、他にあれば別ですけど。すみません。

◎会長

よろしかったでしょうか？ 次回なのですが、答申案というところにまとめていきたいと思い

ますが、その方向性でよろしいですか？そこにあたって皆さん追加でこういった意見を追加しておくべき、とかありましたら、今のうちにいただければと思いますが、いかがでしょうか？

◎副会長

やはり今、下水道の事故とかで関心が高いと思う。そのことも見直し、どの程度そういうことが織り込まれているか分かりませんが、老朽化に対する、こういう状況も踏まえて、さらなる見直しというか、関心の深いところに着目する、そういう文章というか。

◎会長

水道を取り巻く環境というか、関心というところがより一層高まっているような時代というところを受けて、やはり一宮市の水道、下水道事業として、どんなことを、前回にはなかったことを、どういうふうに盛り込めるかというところですね。その辺りについても検討していただきたいというのは、附帯意見とかで追加できればと思いますので。事務局には大変な作業になるかと思いますが、次回までに答申案の作成というのをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。他に追加はよろしいでしょうか？特に無いようでしたら、次第の4、次回の第3回の審議会について、事務局からお願ひします。

9 次回審議会について

●事務局(経営総務課長)

次回の会議でございますが、11月19日 水曜日の午後2時から、場所は本日と変わりまして、7階701会議室を予定しております。ご出席のほどよろしくお願ひいたします。

◎会長

それでは本日の会議は以上となりますので、ここで終了をさせていただきたいと思います。皆様におかれましては、忙しいところご出席いただきまして、本当建設的な意見賜りまして、ありがとうございました。